

出産・子育て応援事業のご案内



泉崎村では、妊娠期から子育て期の相談支援事業の充実（伴走型相談支援）と子育て家庭への経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を一体的に実施し、安心して出産・子育てができるよう支援します！

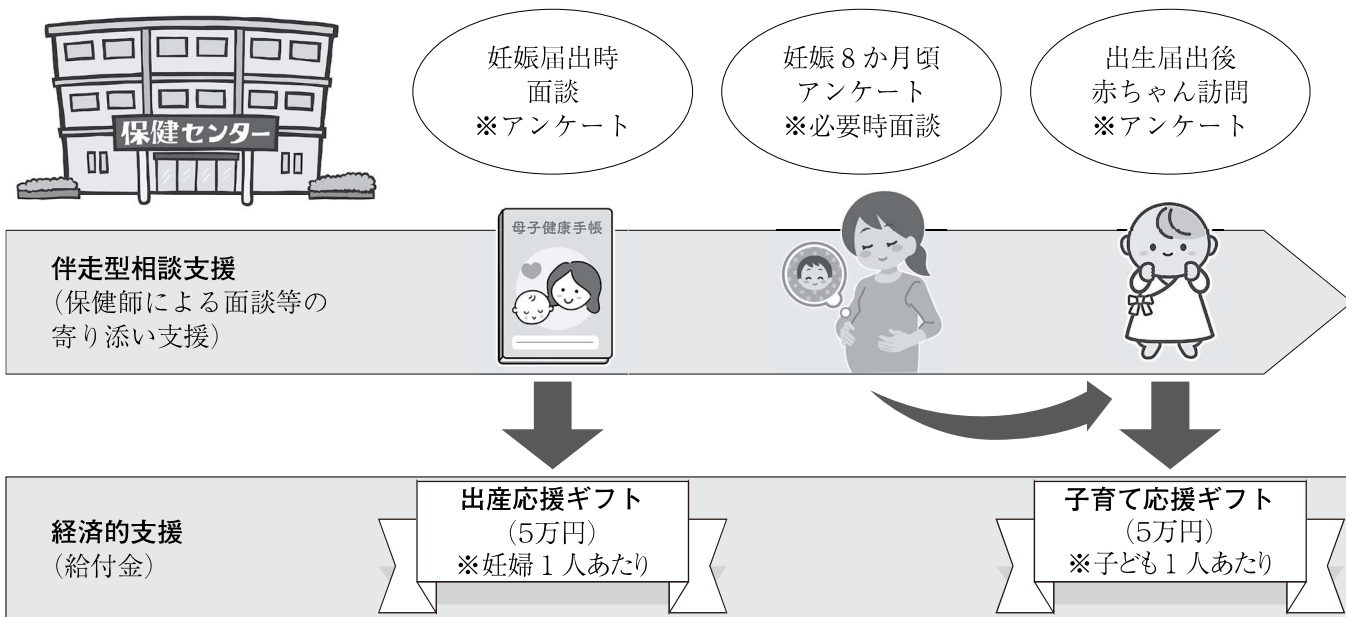
- ◆**伴走型相談支援**：妊娠届出時から出産後において、保健師等が面談やアンケートを行い、不安や悩みに対して情報提供や個別的な支援を行います。
- ◆**経済的支援**：出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用のための応援金として支給します。

- 1. 対象者**
 - (1) 令和5年3月1日以降に妊娠届出された妊婦
 - (2) 令和5年3月1日以降に生まれたお子さんの養育者
※保健師の面談とアンケートの回答が必須となります。
- 2. 給付額**
 - (1) 出産応援ギフト：現金5万円（妊婦1人あたり）
 - (2) 子育て応援ギフト：現金5万円（お子さん1人あたり）

※申請方法等については、妊娠届出時、赤ちゃん訪問時に対象となる方へお知らせします。

●経過措置対象者への支給 ※対象者には個別通知します。

- ①令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出生したお子さまを養育する方
→手続き完了後に現金10万円を一括支給します。
- ②令和4年4月1日～令和5年2月28日の間に妊娠届出をされた方(①の方を除く)
→手続き完了後に出産応援ギフトの現金5万円を支給します。



3月は自殺対策強化月間です

相談してみた。少し気持ちが楽になった。
人に話すことで、心が軽くなるかもしれません。
匿名でも大丈夫です。
電話でも、SNSでも相談できます。

相談窓口はこちら

まもろうよこころで検索

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

